



# 鳥取県公報

平成27年10月30日（金）  
第 8 7 4 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県営東山水泳場の利用料金（706）（スポーツ課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立米子産業体育館の利用料金の一部改正（707）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出（708）（東部福祉保健事務所）・・・・・・・・ 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（709）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	保安林の指定の解除予定（710）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 4
	開発行為に関する工事の完了（711）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・ 5
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	落札者の決定（空港港湾課）・・・・・・・・・・ 7
	落札者の決定（警察本部警務部会計課）・・・・・・・・・・ 7

# 告 示

## 鳥取県告示第706号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営東山水泳場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) プール利用料

区 分			金 額		
一 般 利 用	個人	回数券によらない で利用する場合	幼児	1人1回につき	110円
			児童又は中学校の生徒	1人1回につき	220円
			高等学校の生徒又は学生	1人1回につき	320円
			一般人	1人1回につき	540円
		回数券により利用 する場合	幼児	回数券12枚につき	1,080円
			児童又は中学校の生徒	回数券12枚につき	2,160円
			高等学校の生徒又は学生	回数券12枚につき	3,240円
			一般人	回数券12枚につき	5,400円
	団体（20人以上のものに 限る。）	幼児	1人1回につき	50円	
		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	110円	
		高等学校の生徒又は学生	1人1回につき	220円	
		一般人	1人1回につき	320円	
専 用 利 用	屋内25メートルプール		1コース1時間につき	2,160円	
			全コース1日につき	43,200円	
	屋外50メートルプール		1コース1時間につき	2,160円	
			全コース1日につき	43,200円	
	飛込みプール		1日につき	15,550円	
	会 議 室	午前10時から正午まで	1回につき	320円	
正午から午後5時まで		1回につき	640円		
午後5時から閉館時間まで		1回につき	480円		

### 2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成27年10月20日

(2) 適用開始年月日 平成27年11月1日

## 鳥取県告示第707号

平成26年鳥取県告示第228号（鳥取県立米子産業体育館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を変更することについて、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、平成27年10月20日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 利用料金	1 利用料金

(1) 略

(2) 会議室等利用料

区 分		単 位	金 額
フィットネスルーム	回数券又は1 月利用券によ らないで利用 する場合	略	
	略		
	1月利用券に より利用する 場合	高 校 生 以 下	1 人 に つ き  1,000 円
略			

備考

1～4 略

5 (2)の表において「1月利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

(3) 略

2 略

(1) 略

(2) 会議室等利用料

区 分		単 位	金 額
フィットネスルーム	回数券又は1 月利用券若し くは米子産業 体育館フィット ネスルーム・米子屋内 プール1月共 通利用券によ らないで利用 する場合	略	
	略		
	1月利用券に より利用する 場合	高 校 生 以 下	1 人 に つ き  1,000 円
	米子産業体育 館フィットネ スルーム・米 子屋内プール 1月共通利用 券により利用 する場合	一 般 人	1 人 に つ き  5,000 円
略			

備考

1～4 略

5 (2)の表において「1月利用券」及び「米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

(3) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の鳥取県立米子産業体育館の利用料金について、米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券の利用者については、当該利用券の有効期限の間は、なお従前の例による。

## 鳥取県告示第708号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ハピ ネライフケア 鳥取	ハピネデイサービ スセンター湖東	鳥取市湖山町東 一丁目117-4	平成27年9月 3日	平成27年9月 30日	通所介護
堀内正人	堀内医院	鳥取市湖山町南 一丁目623	平成27年9月 9日	平成27年9月 1日	訪問看護、訪問 リハビリテーシ ョン
こおげ建設株 式会社	ケアサービス鳥取	鳥取市徳尾189- 1	平成27年9月 28日	平成27年9月 30日	特定福祉用具販 売、福祉用具貸 与

## 鳥取県告示第709号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
特定非営利活 動法人陽和会	特定非営利活動法 人陽和会デイサー ビスセンターひよ り	鳥取市桜谷4- 28	平成27年8月 28日	平成27年10月 1日	介護予防通所介 護
株式会社ハピ ネライフケア 鳥取	ハピネデイサービ スセンター湖東	鳥取市湖山町東 一丁目117-4	平成27年9月 3日	平成27年9月 30日	〃
こおげ建設株 式会社	ケアサービス鳥取	鳥取市徳尾189- 1	平成27年9月 28日	〃	特定介護予防福 祉用具販売、介 護予防福祉用具 貸与

## 鳥取県告示第710号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字西宇塚字ヒエ田758の58

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**鳥取県告示第711号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成27年10月30日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成27年10月8日 鳥取県指令第201500105851号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市小篠津町字下戎通294-1、294-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市高松町892-1  
松本 次男

---

## 公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成27年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
  - (1) 学科試験 平成28年1月28日（木）午前10時から正午まで
  - (2) 実技試験 平成28年1月28日（木）午後1時から
- 2 試験の場所  
倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷
- 3 受験資格を有する者  
次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
  - (3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる営業をいう。）若しくは魚肉ねり製品製造業（同条第16号に掲げる営業をいう。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの
- 4 試験科目
  - (1) 衛生関係法規
  - (2) 公衆衛生学
  - (3) 食品衛生学
  - (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
  - (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

ただし、調理師免許証を有している者は、公衆衛生学、食品衛生学は免除する。

## 5 受験願書の受付期間

平成27年12月7日（月）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

## 6 受験願書の提出先

鳥取県東部生活環境事務所又は鳥取県中部総合事務所若しくは鳥取県西部総合事務所の生活環境局のうち住所を管轄するもの（以下「生活環境局等」という。）

## 7 受験願書の添付書類

(1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）

(2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し

(3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）

イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類

(4) 3(3)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）

イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

なお、学校卒業時と氏名が変わっている場合は、事実の確認ができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

## 8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、既納の手料は、還付しない。

また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験票に記載するので、受験票にて確認すること。

## 9 受験に当たっての注意事項

(1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。

(2) 受験者は、次のものを持参すること。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。

## 10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成28年2月12日（金）に生活環境局等において掲示するとともに、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

## 11 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の全科目の合計得点（ただし、調理師免許証を有している者は、衛生関係法規、ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識の合計得点）が満点の6割以上である者を合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の満点の3割を下回る者は、不合格とする。

(2) 実技試験

原則として、満点の8割以上である者を合格とする。ただし、得点が8割以上であったとしても、次の

アからウまでのいずれかに該当する者は、不合格とする。

ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合

イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合

ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

## 12 その他

(1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間にくらしの安心推進課又は生活環境局等に受験票を提示してその旨を申し出ること。

(3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857-26-7284)
東部生活環境事務所	鳥取市立川町六丁目176	(0857-20-3678)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3157)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目160	(0859-31-9321)

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	クレーン用グラブバケット及びグラブバケット運搬用台車 各2台
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成27年9月24日
4 落札者の名称及び所在地	三洋重機株式会社 鳥取市湖山町東二丁目237
5 落札金額	28,944,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成27年8月11日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県県土整備部空港港湾課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	モバイル端末機器賃貸借及び保守業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成27年10月16日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ソルコム鳥取支店 鳥取市岩吉166-2
5 落札金額	月額623,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成27年9月4日
7 落札方式	最低価格落札方式

- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目271